

鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

平成 22 年度版



発行にあたって(編集方針)

- 本報告書は、鎌倉市役所が、鎌倉市内の事業所のひとつとして事務事業に伴う環境負荷を低減するため、環境省の策定したエコアクション 21 に基づいて、環境マネジメントに取り組んだ記録です。
- 本報告書の扱う事務事業の範囲は、鎌倉市が行うすべての事務事業で、教育委員会、消防本部や一般廃棄物の処理事業、下水道事業を含みます。
指定管理者制度導入施設、テナント施設等は、対象範囲から除いています。
- 平成 22 年度版は、鎌倉市役所における平成 21 年度の環境負荷の実績を把握・評価し、監査を実施、計画の見直しをする等、環境マネジメントシステムを運用した結果を報告書にまとめ、公表したものです。

鎌倉市役所の概要(平成 22 年 4 月 1 日現在)

- 所在地(本庁舎)
鎌倉市御成町 18 番 10 号
- 環境管理総括者(市長)
松尾 崇
- 環境管理責任者(環境部長)
相澤 千香子
- 職員数
1,401 人
- 施設の規模
本庁舎・4 行政センター・クリーンセンター・
保育園・学校・消防署等 114 施設
延床面積の合計 (360,674.85 m²)
- 参考
鎌倉市人口 174,256 人
(国勢調査人口を基礎とした推計人口)
平成 22 年度予算
一般会計 57,920,513 千円
特別会計 45,593,600 千円

目 次

発行にあたって(編集方針)	1
鎌倉市役所の概要	1
環境方針	2
鎌倉市役所の仕事と環境との かかわり	3
環境行動計画	
環境目標と実績	5
環境目標実現のための 取組	16
法律の遵守・緊急事態への 準備	18
推進体制	19
環境監査	20
環境情報の提供や情報交換	22
研修	23

■エコアクション 21 (EA21) とは

EA21 は、幅広い事業者における環境への取組を促進するため、平成 8 年に環境省が策定しました。

EA21 は、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築すると共に、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。また、環境省では、平成 16 年度から第三者である審査人による審査制度を導入し、認証・登録制度に変更されました。

鎌倉市では、平成 15 年 8 月 14 日に鎌倉市役所エコアクション 21 キックオフ宣言し、また、市独自の参加登録制度「かまからエコアクション 21」を設けました。市内事業者の参加登録を受付し、登録証明書を発行しています。鎌倉市役所も参加登録しています。

環境方針

鎌倉市は環境方針として、鎌倉市役所が事務事業を行うにあたり配慮すべき基本理念と、重点的に取り組むべき方針を示し、その実現を約束します。

基本理念

鎌倉市役所は、市域の事業所のひとつとして、鎌倉市環境基本条例第3条に掲げる次の基本理念に従って行動します。

- 1 環境の保全是、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行います。
- 2 環境の保全是、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行います。
- 3 地球環境保全是、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進します。

基本方針

鎌倉市役所は、基本理念に従った行動を実現するために、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取り組みを行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。特に次のことに重点的に取り組みます。

- 1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- 2 市が率先して、グリーン購入を推進します。
- 3 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努めます。
- 4 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- 5 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- 6 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。
- 7 市の環境に関する目標の達成を目指して、施策を推進します。

平成21年11月1日

鎌倉市長 松尾 崇

鎌倉市環境基本条例

平成6年(1994年)12月に制定された鎌倉市環境基本条例は、昭和47年(1972年)に制定された鎌倉市環境保全基本条例を、地球環境保全や健全な生態系の保全の視点を加えて改正したもので、現在および将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的に、3つの理念を掲げています。

鎌倉市役所の仕事と環境とのかかわり

鎌倉市役所では、事務事業にともなう環境とのかかわりを把握し、環境負荷低減のため努力します。

鎌倉市では、市役所本庁舎や行政センターにおける窓口業務、市施設の運営のほか、市民の出すごみ(一般廃棄物)の処理や、汚水(公共下水道)の処理も行っています。これらの事務事業を行うにあたりエネルギーを消

費し、その結果、様々な物質を地球環境へ放出しています。それぞれの業務を行う事業所に外部から投入される物質の種類と量及び、事業所から外部に排出される物質の種類と量を下図に示します。

総エネルギー投入量

平成 21 年度
投入量
インプット

エネルギーの種類と使用量		エネルギー量(MJ) *1
購入電力		34,796,319kWh
化石燃料	灯油	101,185ℓ
	A重油	46,112ℓ
	都市ガス	461,067N m ³
	液化石油ガス	30,373 kg
	ガソリン	89,254ℓ
	軽油	99,083ℓ
	小計	32,864,201.1
新エネルギー(太陽光発電)		13,459kWh
合計		374,960,465.3
(平成 20 年度合計)		(381,844,726.6)

市役所の
主な仕事

窓口業務などの事務・施設の運営

温室効果ガス排出量 *2

平成 21 年度
排出量
アウトプット

活動の種類	排出ガス	二酸化炭素換算量 (kg-CO ₂)
電気の使用(事務室等、下水・廃棄物の処理等)	CO ₂	11,274,008
燃料の使用(暖房用、ディーゼル機関等の化石燃料)	CO ₂ , N ₂ O	1,899,443
自動車の走行、カーエアコン	CH ₄ , N ₂ O HFC	14,643
一般廃棄物・廃プラスチック・下水道汚泥の焼却	CO ₂ , N ₂ O CH ₄	10,195,808
下水道処理	CH ₄ , N ₂ O	1,765,965
合計		25,149,867
(平成 20 年度合計)		(28,134,857)

■ 各データの算出方法

市役所の各部等で所管する施設や事業で消費した電力・燃料・水道や紙類等の量を基に算出し、まとめました。

■ *1 エネルギー量 (MJ)

メガジュールはエネルギー量の単位。メガは10⁶倍のこと。

■ *2 温室効果ガス

大気中の温室効果ガスの濃度が増加して、太陽からの放射熱と地表からの放射熱のバランスが崩れ地球温暖化が進んでいます。二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)・一酸化二窒素(N₂O)・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF₆)の六種類のガスをいいます。

■ *3 PRTR法

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、各事業者が環境中への排出量や廃棄量等を把握して国へ報告し、国は集計結果を公表する仕組みになっています。

一般廃棄物発生量

家庭と事業所からのごみと資源物
発生量(事業所自己処理分除く)
73,979t
(77,553t)

水投入量

下水流入量 25,939,547 m³
(25,306,304 m³)
水質汚濁物質(BOD 負荷量)
4,234t (3,433 t)

市民・事業者からの一般廃棄物の処理・下水処理

資源物発生量

飲食用カン・ビン	2,122t
容器包装プラスチック	2,163t
ペットボトル	471t
植木剪定材	10,761t
紙類	10,532t
布類	839t
その他	6,918t
合計	33,806t
(平成 20 年度合計)	(35,114t)

排水量

公共用水域の排水量 22,447,527 m³
(22,154,514 m³)
水質汚濁物質(BOD 負荷量) 94 t
(84 t)

	大気への排出	公共用水域への排出	当該事業所外への移動
PRTR法 対象物質*3	133.33t (0t)	2.16t (1.52t)	0t (0t)
ダイオキシン類	2.04mg (3.08mg)	0.39mg (0.6mg)	1027.99mg (1351.26mg)
その他の物質	31.98t (40.82t)	277t (316.6t)	243.36t (221.47t)

※上記()内の数値は、平成 20 年度実績です。

鎌倉市役所の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、平成 22 年度から 24 年度までの環境目標を定めます。

職員の取組の結果が明確になるように、主に職員が取り組む目標と、鎌倉市域の廃棄物量や下水道使用量に影響される目標をそれぞれに定めました。

今回の環境マネジメント報告書作成にあたり、指定管理者制度を導入した施設、民営化された施設、テナント等に関するデータは、職員の取組に反映されないため、含んでおりません。

なお、施設を管理する各指定管理者へも、担当部門と協力し、施設から排出される環境負荷を把握するため、「かまくらエコアクション 21(鎌倉市独自の環境マネジメントシステム)」等の環境マネジメントシステムを導入していくよう進めてまいります。

また、平成 22 年度に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」の見直しを行っており、来年度版にはそれを基に平成 27 年度までの鎌倉市役所から排出される二酸化炭素排出量の目標値を設定していく予定です。

そして、平成 21 年度に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、鎌倉市役所も特定事業者として指定されたので、中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めることとなります。

職員が取り組む市役所における環境負荷の低減

◇ 公共施設における電気使用量(各クリーンセンター及び浄化センターの電気使用量は除く)の削減

	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
電気使用量 (kWh)	11,068,238	10,197,469	10,658,194	9,216,869	9,142,113	9,067,441
増減率等※1		目標値に対して +4.5% 前年度実績比 -3.7%		-13.5%	-14.2%	-14.9%
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ ※2	4,704,001	4,333,924	3,453,255	2,986,266	2,962,045	2,937,851

※1 増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。

■※2 CO₂ 排出原単位

1kWhの電気を発電する時に排出される CO₂ の量です。使用した電力量(kWh)に CO₂ 排出原単位をかけると電気を使用したことによる二酸化炭素排出量が計算できます。

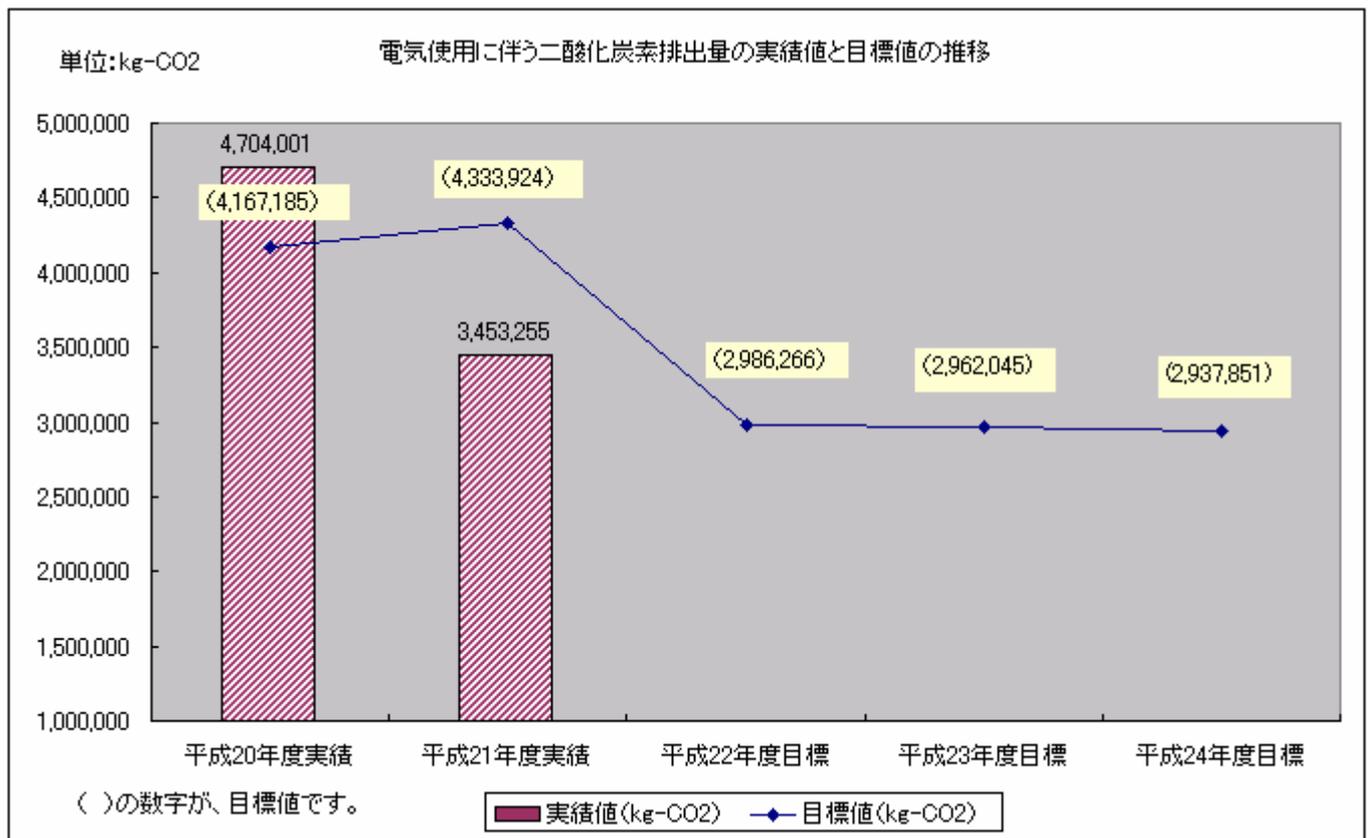
平成 20 年度は、CO₂ 排出原単位を 0.425kg-CO₂ として計算し、平成 21 年度以降は CO₂ 排出原単位を 0.324kg-CO₂ として計算しています。

電気使用量の評価

電気使用量は、平成 20 年度実績値より、410,044kWh の削減となりました。深沢行政センターが空調を電気から都市ガスへ変更したこと、消防本部庁舎にて、老朽化したヒートポンプ設備を廃止し、新たに個別空調設備を 23 基導入し、深沢出張所も、個別空調設備を 10 基導入し、無駄を無くすなどの工夫をしたこと(55,798 kg-CO₂ 削減)、道水路管理課にて、街路照明灯(89 基)を水銀灯から省エネ型へ交換したこと(33,940 kg-CO₂ 削減)などによる削減効果が見られ、削減となりました。

二酸化炭素排出量は、CO₂ 排出原単位が 0.425 から 0.324 に下がったこともあり 1,250,746kg-CO₂ の削減となっています。

今後、省エネ法に基づく中期計画書を平成 22 年 11 月までに策定し、その達成に向けた取組と連携しながら、省エネルギーに努めます。



◇ 公用自動車(ゴミ収集車・消防車両を除く)の走行に伴う二酸化炭素排出量の削減

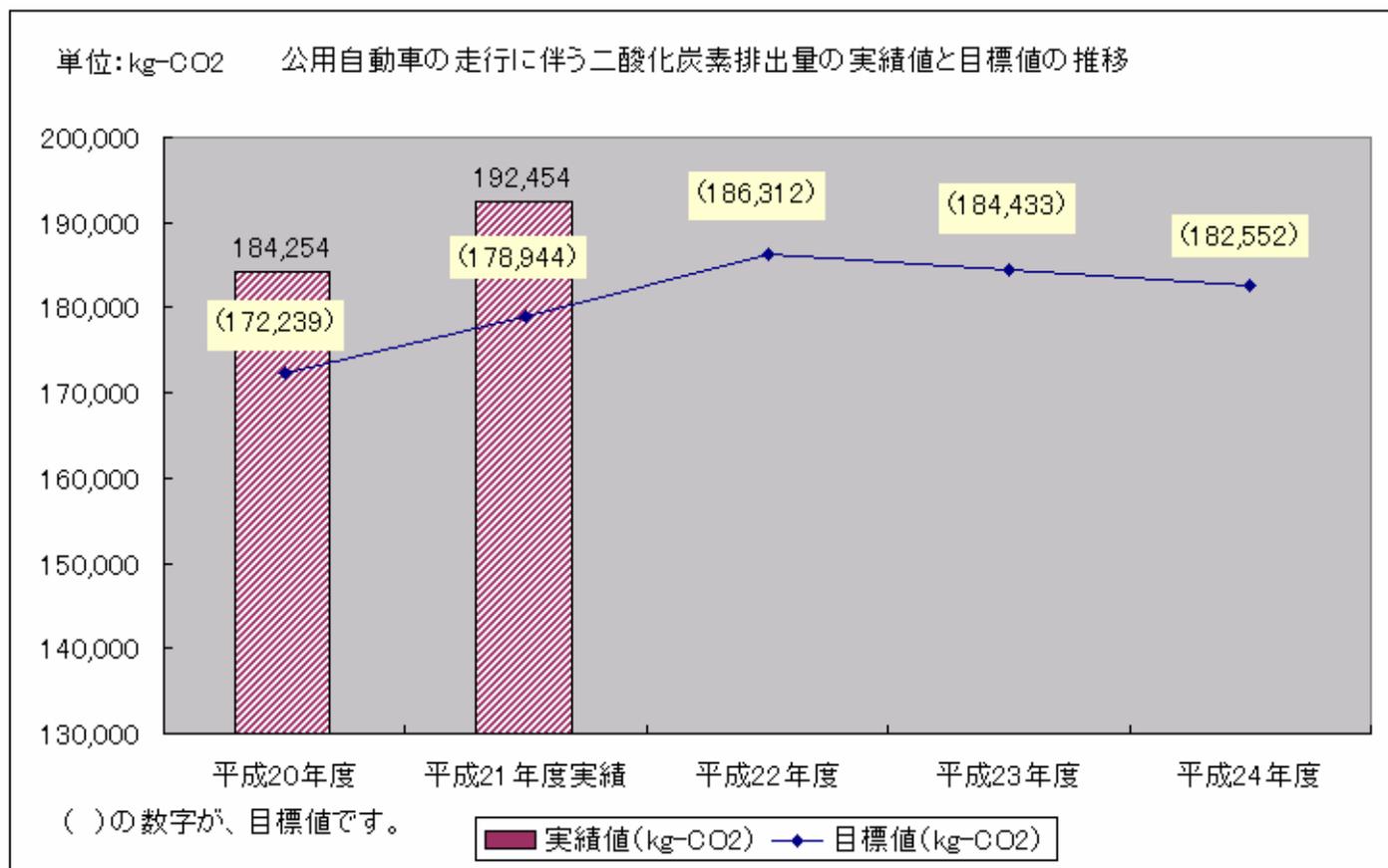
	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
ガソリン車両(ℓ)	54,066	52,444	59,161	58,569	57,978	57,386
軽油車両(ℓ)	16,331	15,822	14,789	14,641	14,493	14,345
都市ガス車両(m ³)	3,110	3,017	2,864	709	702	695
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	184,254	178,944	192,454	186,312	184,433	182,552
増減率等※		目標値に対して +7.5% 前年度実績比 +4.5%		-3.2%	-4.2%	-5.1%

※増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。

公用自動車の走行における評価

平成 20 年度実績より、軽油車両は 1,542ℓ、都市ガス車両は 246 m³削減しました。これは走行距離の減少によるものです。一方、ガソリン車両は 5,095ℓ増加しており、その原因はこども安全パトロールのための走行距離の増加が挙げられます。なお、平成 21 年度に、公用車として 11 月に 1 台、2 月に 1 台、計 2 台の電気自動車を導入しました。平成 21 年度は、ガソリン車で走行した場合と比較して、約 300 kg-CO₂ の削減効果がありました。

今後も、水曜ノーカーデーの取組、エコドライブの実践、燃費のよい低公害車への切替、近距離には自転車を利用するなどの取組を継続します。



◇ 公共施設における上水使用量の削減

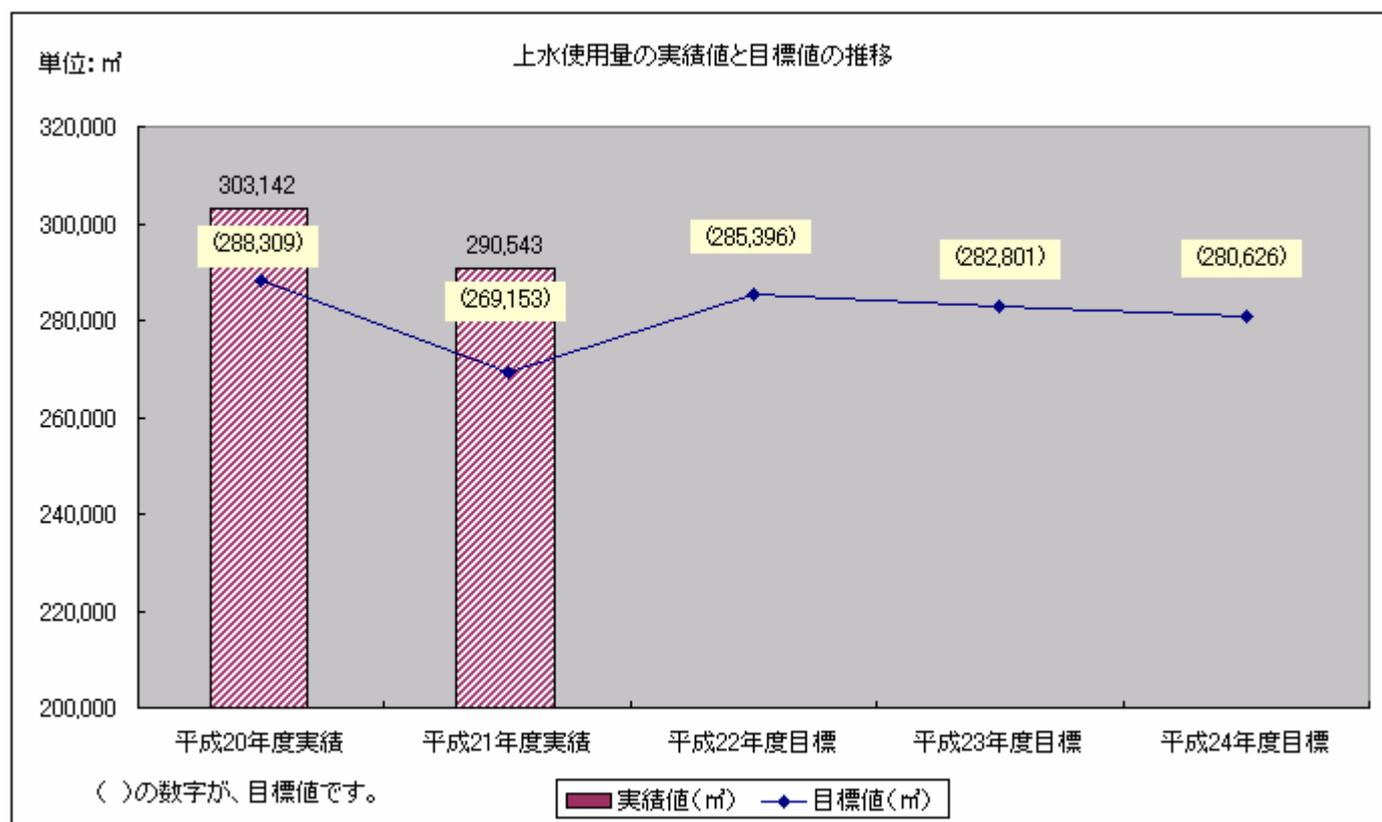
	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
上水使用量(m ³) ※1	303,142	269,153	290,543	285,396	282,801	280,626
増減率等※2		目標値に対して +7.9% 前年度実績比 -4.2%		-1.8%	-2.7%	-3.4%

※1 各クリーンセンター及び浄化センターの上水使用量は除いています。

※2 増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。

上水使用量の評価

上水使用量は、平成 20 年度実績値より、12,599 m³の削減となりました。今後も本庁舎において改修時には、節水型水洗トイレの導入をすすめるほか、職員一人ひとりのこまめな節水の努力を継続し取り組みます。



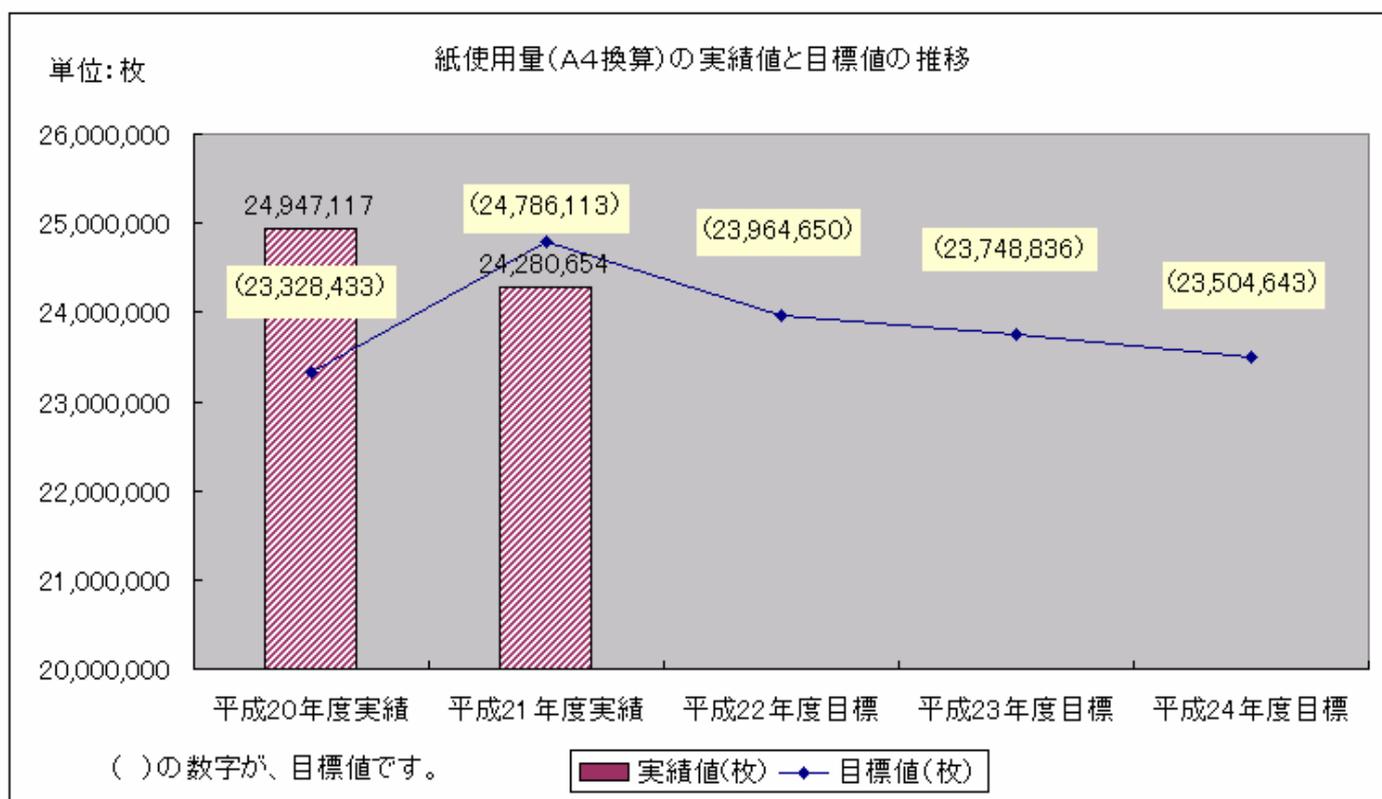
◇ 紙使用量の削減

	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
A4換算(枚)	24,947,117	24,786,113	24,280,654	23,964,650	23,748,836	23,504,643
増減率等※		目標値に対して 前年度実績比	-2.0% -2.7%	-1.3%	-2.2%	-3.2%

※増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。

紙使用量の評価

平成 20 年度実績値より、666,463 枚削減しました。平成 21 年度は、事務処理によるものと市民向けに必要なものに分け把握に努めました。今後、平成 22 年 7 月から文書管理システムの稼動に伴う紙の削減効果が期待されます。適正部数の印刷、裏紙使用、両面コピーの徹底などの取組を継続し紙使用量の削減に取り組みます。



◇ グリーン購入の推進

	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	家電製品	エアコンデ ィンヨナー	温水器等
平成 20 年度適合品調達率	81.0%	95.5%	94.6%	96.6%	100%	99.4%	100%
平成 21 年度適合品調達率	84.0%	96.0%	90.3%	95.2%	100%	97.2%	100%

	照明	自動車等	消火器	制服・作業 服	インテリア・ 寝装寝具	作業用 手袋	その他織 維製品
平成 20 年度適合品調達率	91.1%	100%	99.4%	97.1%	66.7%	85.1%	95.8%
平成 21 年度適合品調達率	75.4%	87.1%	100%	81.4%	100%	32.8%	100%

	設備	防災備蓄 用品	役務	公共工事 (資材)	公共工事 (建設機械)	公共工事 (目的物)
平成 20 年度適合品調達率	なし	—	97.9%	100%	99.7%	100%
平成 21 年度適合品調達率	100%	100%	91.4%	99.9%	99.9%	100%

グリーン購入の推進の評価

平成 21 年度においては、全 20 分野全てについて調達実績がありました。また、グリーン購入対象物品 224 品目中 172 品目について調達実績がありました。グリーン購入調達方針の判断基準に適合した 100%の適合品調達率であったのは、消火器、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品、設備、防災備蓄用品、公共工事(目的物)の8分野でした。引き続き、調達量の多い紙類や文具類は、適合品調達率 100%を目指します。

◇ 一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減

一般廃棄物処理事業に伴う一般廃棄物焼却量、廃プラスチック焼却量、廃棄物処理のための電気使用量の
変動は、下表のとおりです。

	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
一般廃棄物 焼却量(t)	39,007	38,134	40,173	37,356	36,495	36,159
増減率等※1		目標値に対して 前年度実績比	+5.3% +3.0%	-7.0%	-9.2%	-10.0%
(内)廃プラスチック 焼却量(t) ※2	2,398	2,268	2,668	2,212	2,132	2,103
増減率等		目標値に対して 前年度実績比	+17.6% +11.3%	-17.1%	-20.1%	-21.2%
廃棄物処理のため の電気使用量(kWh)	6,621,372	6,473,237	6,607,521	6,341,171	6,195,017	6,137,981
増減率等		目標値に対して 前年度実績比	+2.1% -0.2%	-4.0%	-6.2%	-7.1%

※1 増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。

※2 廃プラスチック焼却量の実績値は、家庭系ごみ質組成調査をもとに推計しています。

◇ 一般廃棄物処理事業における二酸化炭素排出量

	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ ※1	10,555,239	10,126,429	10,607,327	9,244,003	8,965,953	8,863,566
増減率等※2		目標値に対して 前年度実績比	+4.7% +0.5%	-12.9%	-15.5%	-16.4%

※1 一般廃棄物処理事業における、二酸化炭素排出量については、一般廃棄物・廃プラスチック焼却に伴う温室効果
ガス、電気・重油・灯油等の使用量及びごみ収集車等の燃料消費に伴う二酸化炭素排出量を合算しています。

※2 増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。

一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減についての評価

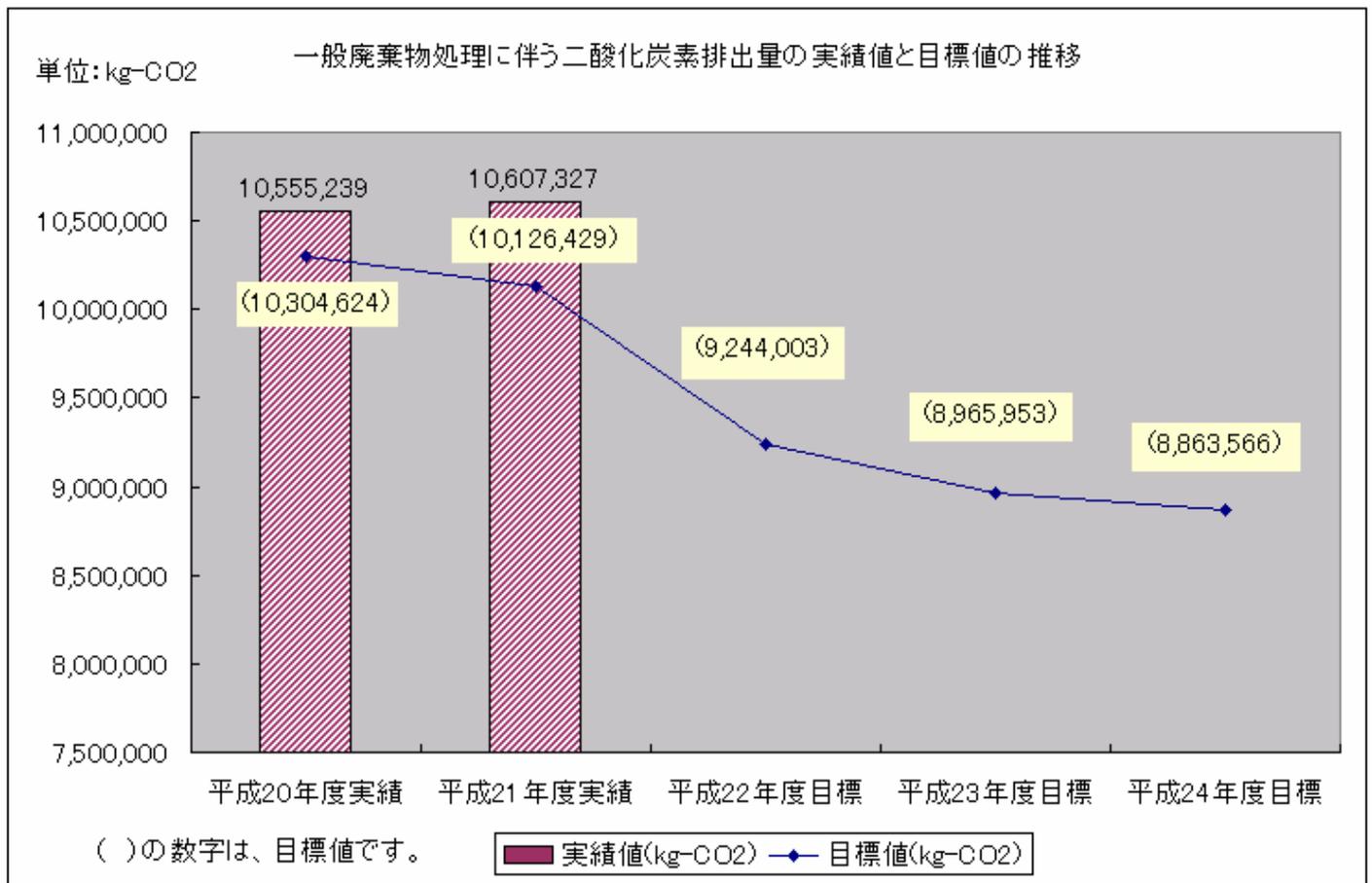
平成20年度は、世界金融恐慌のあおりを受け、日本経済が不景気となり、ごみ発生量が激減するとともに焼却量も減少しました。

平成21年度の一般廃棄物焼却量は、平成20年度に比べ、1,166tの増加となっていますが、平成19年度に比べ、1,360tの削減となっており、削減が進んでいると言えます。

これまで、ゼロウェイストかまぐらの実現を目指し、廃棄物の焼却量や埋立による最終処分を減らしていくべく取り組んできましたが、今後も市民、事業者、行政の連携・協働による3Rを推進し、全ての主体が環境問題に関心を持つように、様々な機会を通じて市民のライフスタイルの見直しや、事業活動の見直し等について普及啓発活動や各種の情報提供、環境教育を積極的に実施していきます。

二酸化炭素排出量は、平成20年度より、52,088kg-CO₂の増加となっています。

また、今泉クリーンセンターでは、焼却炉の冷却水として地下水を利用することなどにより、上水使用量を8,886 m³削減しました。



◇ 公共下水道事業における環境負荷の低減

公共下水道事業に伴う、下水道汚泥焼却量及び下水道事業のための電気使用量は、下表のとおりです。

	20年度 (実績値)	21年度		目標値		
		目標値	実績値	22年度	23年度	24年度
下水道汚泥 焼却量(t)	11,871	14,100	11,510	14,400	14,400	14,400
増減率等※		目標値に対して -18.4% 前年度実績比 -3.0%		+25.1%	+25.1%	+25.1%
下水道事業のための 電気使用量(kWh)	17,570,510	16,933,000	17,530,604	17,500,000	17,500,000	17,500,000
増減率等※		目標値に対して +3.5% 前年度実績比 -0.3%		-0.2%	-0.2%	-0.2%

※増減率等について、平成22年度以降の目標値は、平成21年度実績に対する増減率です。

◇ 公共下水道事業における二酸化炭素排出量

	20年度 (実績値)	21年度		目標値		
		目標値	実績値	22年度	23年度	24年度
二酸化炭素排出量 Kg-CO ₂ ※1	11,684,856	11,779,158	9,804,374	10,289,160	10,289,160	10,289,160
増減率等※2		目標値に対して -16.8% 前年度実績比 -16.1%		+4.9%	+4.9%	+4.9%

※1 公共下水道事業における二酸化炭素排出量については、下水道汚泥焼却量及び下水処理量に伴う温室効果ガス、電気・重油・プロパンガス・都市ガス等の使用量を二酸化炭素排出量に換算し、それらを合算して求めています。

※2 増減率等について、平成22年度以降の目標値は、平成21年度実績に対する増減率です。

参考 公共下水道事業における下水道流入量増加の推移

公共下水道事業における下水道流入量増加の推計値は、下表のとおりです。

	20年度 (実績値)	21年度	推計値		
		実績値	22年度	23年度	24年度
下水道流入量(m ³)	25,306,304	25,939,547	24,710,000	24,710,000	24,710,000
平成21年度に 対する増減率			-4.7%	-4.7%	-4.7%

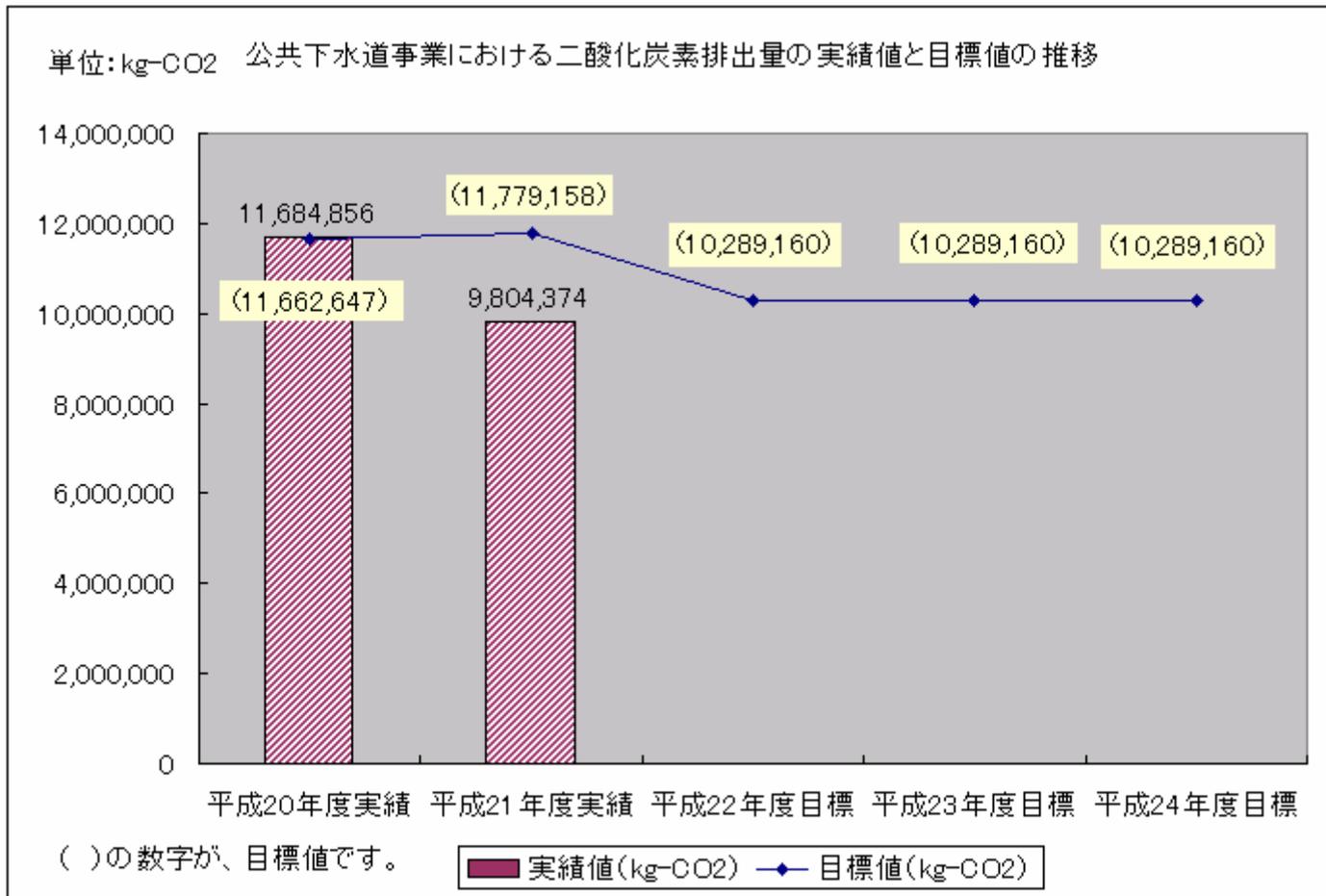
◇ 下水道流入量あたりの二酸化炭素排出量

	20年度 (実績値)	21年度	推計値		
		実績値	22年度	23年度	24年度
下水道流入量あたりの 二酸化炭素排出量 kg-CO ₂ /m ³	0.46	0.38	0.42	0.42	0.42
平成21年度に 対する増減率			+10.5%	+10.5%	+10.5%

公共下水道事業における環境負荷の低減についての評価

平成 21 年度は、下水道流入量が 633,243 m³増加しましたが、下水道汚泥焼却量は 361t削減しました。

下水道事業のための電気使用量は、平成 20 年度実績値より 39,906kWh 削減となっており、それに伴い二酸化炭素排出量は、平成 20 年度実績値より 1,880,482kg-CO₂ 削減となっています。今後も設備の効率的な運転管理を行います。



◇ ダイオキシン類の大気への排出量の削減※

(単位: ng-TEQ/m³N)

部名	施設名		ダイオキシン濃度	排出基準
環境部	名越クリーンセンター	1号炉	0.00016	5 以下
		2号炉	0.0011	
	今泉クリーンセンター	2号炉	0.023	
都市整備部	浄化センター(山崎)	-	0.35	

※ 一般廃棄物及び下水道焼却に伴いダイオキシン類が生じます。

それぞれの施設で、ダイオキシン対策特別措置法に定められた基準を満たしています。

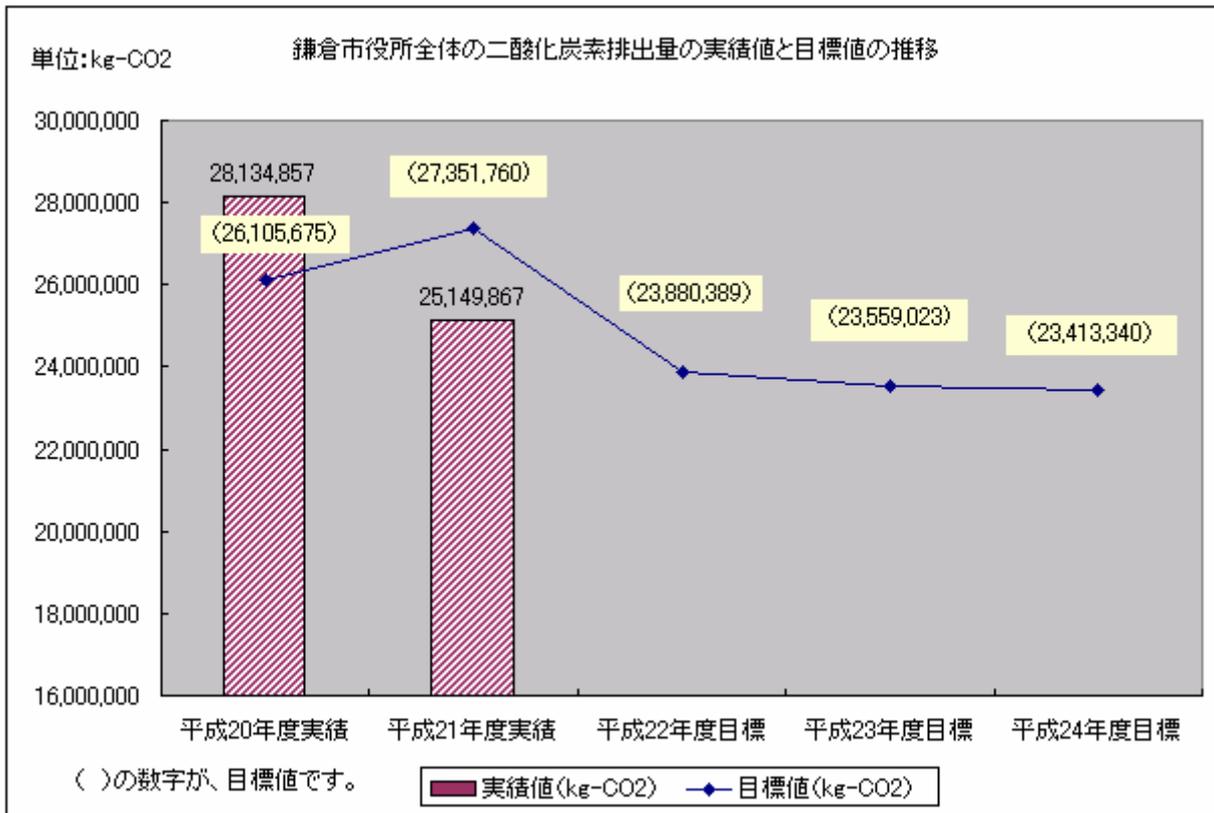
(排出基準5ng-TEQ/m³N)

市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量の削減

平成 21 年度に鎌倉市域全体から排出された二酸化炭素は、約 488 千t-CO₂ で、平成 20 年度より約 8 千t-CO₂ の増加となっています。鎌倉市役所の業務全体から排出された二酸化炭素は、平成 20 年度より、約 2.9 千t-CO₂ の削減となりました。この削減量は、鎌倉市の一世帯から 1 年間に排出される二酸化炭素の約 1,148 世帯分に相当します。今後も環境負荷低減に努め、地球温暖化対策を推進していきます。

市役所全体	20 年度 (実績値)	21 年度		目 標 値		
		目標値	実績値	22 年度	23 年度	24 年度
二酸化炭素排出量 kg-CO ₂	28,134,857	27,351,760	25,149,867	23,880,389	23,559,023	23,413,340
増減率等※		目標値に対して -8.1% 前年度実績比 -10.6%		-5.0%	-6.3%	-6.9%

※ 増減率等について、平成 22 年度以降の目標値は、平成 21 年度実績に対する増減率です。



環境目標を実現するために取り組む項目は、次のとおりです。

実績の把握は、各部門に、「8割以上実行していた」は3点、「5割以上8割未満実行していた」は2点、「3割以上5割未満実行していた」は1点、「実行は3割未満であった」は0点として採点しています。

1. 自らの環境負荷を低減させるための取組

次の5項目について、取組を行っています。

1. 温室効果ガス排出量の削減に向けて
2. 上水使用量の削減に向けて
3. 紙購入量の削減に向けて
4. 一般廃棄物焼却量等の削減に向けて
5. グリーン購入徹底のために

今後も、地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組と合わせて、取組を推進します。

2. 地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組

環境基本計画の7つの柱に基づいた取組項目について、3点満点で評価を行いました。

I 地球環境の保全

省エネルギー、省資源を考慮し、業務を進めている。(資料、申請書にRマークを記載するなど)、事業者エコアクション21など環境マネジメントシステムを普及、啓発している。などについて環境政策課など94課等が取組を行い、結果は平均3点で、良好なものでした。

II 人の健康の保護と生活環境の保全

固定発生源対策として、工場・事業所に対する指導を行っている。アイドリングストップをはじめエコドライブを推進して、自動車排気ガスを抑制している。市の保有車両を、燃費が良く、排気ガスのきれいな低公害な車に代えている。などについて、94課等が取組を行い、結果は平均3点で、良好なものでした。

Ⅲ 歴史的文化的環境の確保

文化財の保護意識の啓発を推進している。ことについて、文化財課、世界遺産登録推進担当が取組を行い結果は平均3点で、良好なものでした。

Ⅳ 良好な都市環境の創造

都市公園などの整備に努めている。風致地区・開発事業区域内における緑化を誘導している。市民や企業などが住宅、店舗、事業所などの接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助している。樹林などの維持管理の推進に努めている。クリーンアップかまぐら推進を図っている。道路、河川、海浜、公園などの適正管理、清掃に努めている。良好な都市景観形成の誘導に努めている。落書き防止のため、啓発活動、消去活動、通報・パトロール活動を行なっている。などについて、みどり課など 70 課等が取組を行い、結果は平均3点で、良好なものでした。

Ⅴ 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

傷ついた野生鳥獣を保護している。野生動植物の生息生育場所として重要な緑地の保全に努めている。多自然型の河川、池沼、海浜の保全整備を図っている。海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実を図っている。緑のレンジャー制度による自然とのふれあいの実践と体験の機会づくりを推進している。などについて、公園海浜課など8課が取組を行い、結果は平均3点で、良好なものでした。

Ⅵ 循環型社会の構築

事業者のごみの発生抑制、減量化・資源化・適正処理を推進している。印刷物やホームページ、説明会などを通じて、循環型社会の形成の必要性や市民・事業者・滞在者の役割を啓発している。市民、事業者からなる廃棄物減量化など推進員と協働して、全市的なごみの発生抑制や減量化・資源化を推進している。雨水利用を支援している。新エネルギーの利用について、普及促進に努める。グリーン購入調達方針に基づき、率先して再生資源利用製品・材料を利用している。などについて、資源循環課など 94 課等が取組を行い、結果は平均3点で、良好なものでした。

Ⅶ 環境教育の推進

環境教育を推進できる人材の育成と活用について支援している。環境教育を推進するための情報提供や啓発を行っている。環境教育に関する情報提供や環境教育の充実を図っている。などについて、環境政策課など 28 課等が取組を行い、結果は平均3点で、良好なものでした。

詳細については、平成 22 年度版「かまぐら環境白書」で、公表します。

法律の遵守・緊急事態への準備

鎌倉市役所は事業所として環境関連法令を遵守し、環境上の緊急事態への準備体制を整備しています。

事業所の施設等により、次の各法令が対象になります。いずれも、法令に定められた調査分析を実施しており、規制基準を満足していました。また、平成 21 年度に環境上の緊急事態はありませんでした。

主な環境法令

■ 大気汚染防止法

一定規模以上のボイラー、廃棄物焼却炉などによるばい煙・粉じんなどを規制。

■ 自動車NOx・PM法

トラックやディーゼル乗用車からの窒素酸化物と粒子状物質の排出などを規制。

■ 水質汚濁防止法

各浄化センターなどからの排水の水質を規制。

■ 騒音規制法・振動規制法

一定規模以上の圧縮機・送風機などによる騒音・振動を規制。

■ ダイオキシン類対策特別措置法

各クリーンセンターのごみ燃焼による大気へのダイオキシン類の排出を規制。

■ PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

PCB使用電気機器の適正保管を規定。

■ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

騒音・振動・大気汚染などを生じる可能性がある設備やディーゼル車による粒子状物質排出量などを規制。

■ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

平成 15 年 10 月 1 日に施行され、平成 16 年 10 月 1 日に完全施行。国の基本方針等を踏まえて、市としては平成 19 年度に鎌倉市環境教育推進計画を策定。

■ 地球温暖化対策の推進に関する法律

現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。市としては、平成 19 年度に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。

■ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国などの公的機関が率先して再生品などの調達を推進し、環境負荷の低減や持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

廃棄物の定義、国民、事業者、国、地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定めている。

■ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

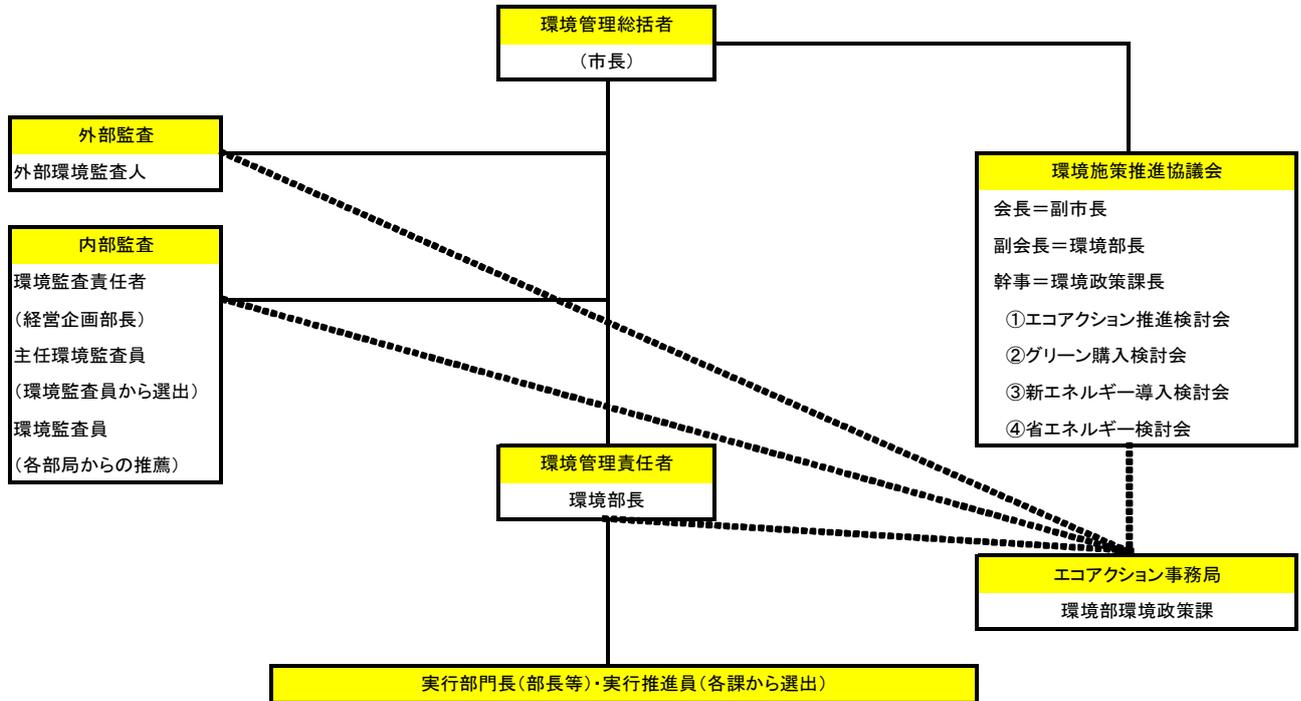
燃料資源の有効な利用の確保、エネルギー使用の合理化等を目的として、第 2 次石油危機後の昭和 54 年に制定。

なお、平成 21 年度については、環境関連法令の訴訟の有無については、ありません。

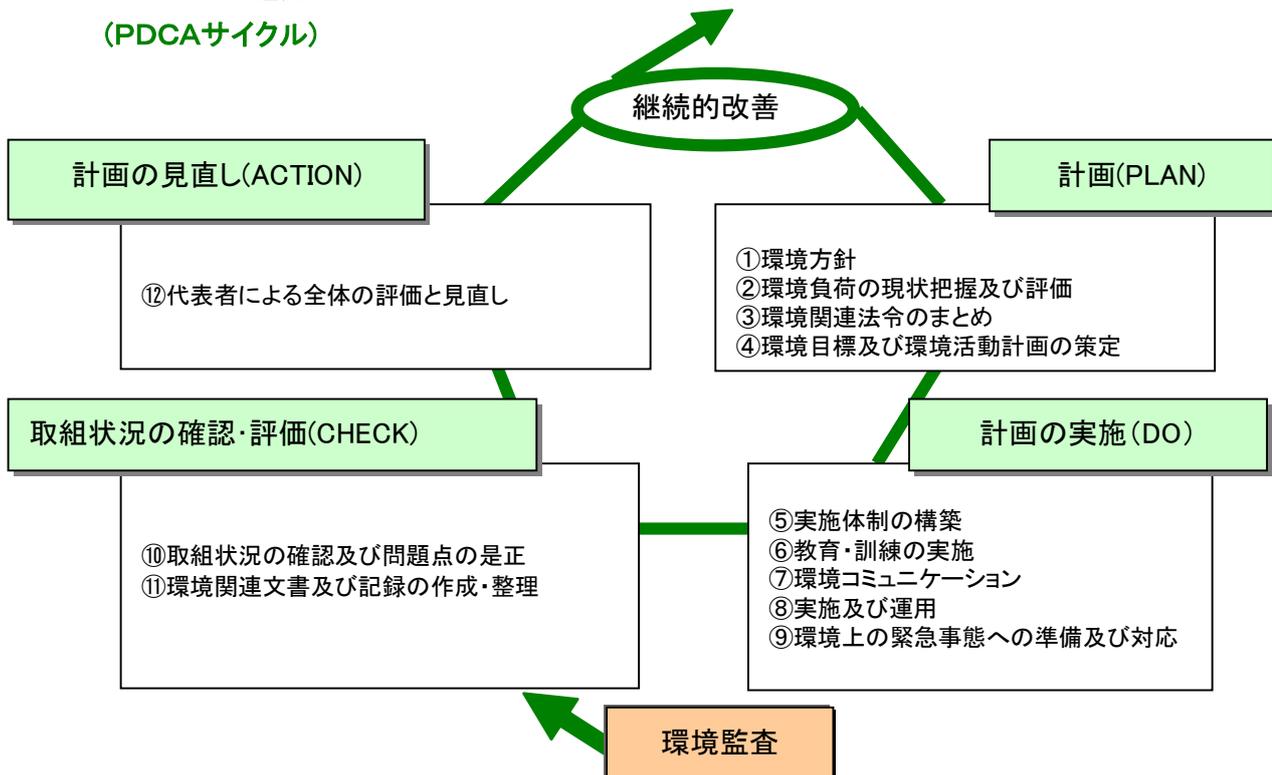
推進体制

鎌倉市役所では、事務事業に伴う環境負荷を低減する仕組みとして、エコアクション 21 を基本に環境マネジメントに取り組んでいます。さらに、実効性を高めるため内部環境監査、外部環境監査を行っています。

エコアクション21取組組織図



システムの運用 (PDCAサイクル)



環境監査

環境監査は、環境監査責任者及び職員から選出された6名の監査員による内部環境監査組織と市長が委嘱した外部環境監査人1名で行いました。

内部環境監査は、16部門に対して書類監査を行い、ヒアリングの必要有りと環境監査員が判断した8部門とエコアクション事務局に対して、ヒアリングによる監査を実施しました。

外部環境監査は、環境負荷が大きいと考えられる11部門とエコアクション事務局に対し、ヒアリングによる監査を実施しました。

また、施設を対象とした現場監査は、本庁舎及び分庁舎、笛田リサイクルセンターについて実施しました。監査内容は次のとおりです。

<ヒアリング監査日程>

平成22年7月6日(火)～7月9日(金)

<現場監査>

平成22年7月8日(木) 本庁舎・分庁舎

平成22年7月9日(金) 笛田リサイクルセンター

【内部環境監査の結果】

総合判定は、“A:十分に要求項目を満たしている。”でした。

監査の範囲において、「観察事項」、「重大な指摘事項」及び「軽微な指摘事項」はありませんでした。

良い取組として、挙げられたもの(クローズアップ事例)は、次のとおりです。

【自動車使用の抑制】

健康福祉部にて、部内で管理する公用車4台が全て予約済みで新たな予約が取れない場合に、時間帯および方面が近隣の場合に複数課が同乗して行くことができるかどうかを調整し、車両の有効活用を図っている。

【外部環境監査の結果】

今回は、「地方公共団体向けマニュアル(試行版)」に基づく監査が実施され、総合判定は“ガイドラインに適合”でした。ただし、個別評価表において、環境方針の策定、環境関連法規等の取りまとめ、環境目標及び環境活動計画の策定、実施及び運用(文書)の4項目が、“B:適合ただし一部要改善”であり、9点の要改善事項がありました。

今後関連部門と連携し、改善します。

また、良い点として、次の9点が挙げられました。

- 1) 「地方公共団体向けマニュアル(試行版)」に基づく取組みチェックが実施され、その結果を環境マネジメント報告書に記載されるようになったこと。
- 2) 公共事業を行っている部門においては、公共事業における環境配慮が部門の環境目標のテーマに上がるようになってきたこと。また、市民に環境配慮の啓発を行っている部門においては、啓発活動が環境目標のテーマ

に上がるようになってきたこと。

- 3) 紙使用量削減に向けて、業務の合理化として7月より新たな文書管理システムを運用し、電子決裁システムの実用化が図られていること。
- 4) 建築住宅課において、紙の使用状況を毎月公表し、紙使用量削減活動の一助としていること。
- 5) 山崎浄化センターにおいて、臭気発生源調査に基づき施設改善を行い、地域の臭気環境改善に寄与していること。
- 6) 拠点整備部において、「目標値に対する増減等」のシートを改善し、自部門で数値把握できる項目を全て掲載し、数値動向が見える活動をしていること。
- 7) 教育総務部において、月毎に各学校の光熱費及び水に関する項目について実績を一覧にして活動状況を把握し、また、各学校とその情報に関してコミュニケーションを行っていること。
- 8) こどもみらい部や生涯学習部において、環境に関するセミナーを積極的に行っていること。
- 9) 消防本部において、電気、都市ガス及び水の使用実績をグラフ化して、本部内の全部門に電子配信して、目で見える管理を実践していること。(グラフは前年との対比が見られる、優れたものとなっている)



現場監査（本庁舎及び分庁舎）



現場監査（笹田リサイクルセンター）

市長によるエコアクション21 全体の評価と見直し

平成21年度は市役所の業務全体では、本年度の目標を達成しており、削減が進んでいることが確認できました。

平成22年4月から改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が実質施行され、特定事業所として指定された鎌倉市は、より一層省エネルギーへの取組が求められます。市施設の設備改修時には、省エネルギーの効果が高いものを導入するなどして環境負荷を低減する必要があります。また、事務事業においても職員一人ひとりが業務の効率化を考え、環境負荷低減への取組を継続しなければなりません。

紙使用量は昨年度よりは削減していますが、平成22年7月から文書管理システムによる電子決裁がスタートしたため、さらなる紙使用量の削減についても期待しています。

個別の項目の目標達成を図るため、平成22年度は部門ごとに数値目標により実績管理を行う方法を取り入れ、部門によるチェック体制を強化します。

また、本年度の外部環境監査において、良い点として挙げられた取組を継続するとともに拡大していきます。

市役所は市民、事業者などの環境配慮の取組を促進するため、リーダーシップを発揮する必要があります。今後とも、市役所のエコオフィス活動だけでなく、施策の実施にあたっては絶えず環境負荷低減の視点からも点検し、市域全体の環境負荷低減、地球温暖化防止に努めます。

環境情報の提供や情報交換(環境コミュニケーション)

鎌倉市役所の環境マネジメントへの取組状況を「環境マネジメント報告書」(本書)にまとめ、毎年度公表します。今後とも、わかりやすい環境情報の提供に努めます。

ホームページによる情報の提供

鎌倉市ホームページ(グリーンネット)内の環境政策課のサイトでは本書を全文閲覧できます。

環境保全課のサイトでは、市域の環境データなどの環境情報を掲載しています。

資源循環課のサイトでは鎌倉市の資源物とごみの状況や取組などの情報を掲載しています。今後も、ホームページによる環境情報の提供に努めます。

鎌倉市のホームページアドレス
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>



The screenshot shows a web browser displaying the Kamakura City website. The main content area features a table titled '第3章 公害の現状と対策 II 水質' (Chapter 3: Current Status and Countermeasures for公害 II Water Quality). The table lists the average annual BOD concentration for five rivers from 2009 to 2013. The rivers are 巨摩川 (Kumogawa), 清川 (Kiyokawa), 極楽川 (Gokurakawa), 極楽寺川 (Gokurakji-gawa), and 行金川 (Yukinokawa). The table also includes a column for '環境基準' (Environmental Standard), with values of '3以下' (below 3) for 清川 and 行金川, and '-' for the others.

河川名	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	環境基準
巨摩川	5.9	3.0	1.4	1.4	-	-
清川	3.7	1.3	1.8	2.5	2.0	3以下
極楽川	4.5	1.8	2.7	1.8	-	-
極楽寺川	3.8	1.6	1.4	1.4	-	-
曾無川	3.1	2.2	1.2	1.4	-	-
行金川	4.4	6.4	4.7	4.3	-	-
神戸川	3.7	2.7	3.5	2.5	2.2	3以下
平均値	3.5	2.4	1.9	1.9	1.9	3以下

研 修

市の各施設では、環境保全に関する職員の資質を高めるため、研修等を実施しています。市役所全体で環境マネジメントを推進していくために、研修内容を充実させていきます。

■ 環境関連の有資格者

平成 22 年3月末現在、公害防止管理者、危険物取扱主任者、廃棄物処理施設技術管理者などの有資格者が 308 人います。今後も施設運営等に必要な有資格者の増強を図ると共に、職員自ら環境に関する知識を深め、能力向上に努めます。

■ 平成 21 年度に各部門により実施した環境保全に関する主な研修

部等名	研修等の名称	対象	参加人数	内容
世界遺産登録推進担当	職場研修	所属職員	10	庁内ゴミ分別、地球温暖化問題について
	部内会議	所属職員	11	身近な環境活動の周知
市民経済部	環境情報提供	部内全職員	—	部内全職員を対象に、環境行動に関する情報を提供する。
こどもみらい部	エコアクション研修「地球温暖化と太陽光発電」	こどもみらい部職員	52	地球温暖化と太陽光発電について
健康福祉部	ごみの分別収集等研修会	部内職員	20	環境政策課職員による研修会
名越クリーンセンター	エコドライブ講習会	クリーンセンター職員	34	地球温暖化対策や省エネに配慮した自動車運転方法について講習会を行った。
今泉クリーンセンター			48	
まちづくり政策部	環境保全のための研修その1	部内各職員	16	「鎌倉の環境のために私たちができること」を回覧
	環境保全のための研修その2		16	「庁内資源物の正しい出し方」を回覧
浄化センター	七里ガ浜浄化センター放流先水域の環境調査及び清掃作業	職員	13	放流先の環境保全を目的のひとつに汚水を適正に処理し河川へ放流している。その放流先河川がどのような環境になっているかを、実際に河川調査や清掃作業を通しその環境を把握することを目的とした研修。 ・生物相調査 ・水生植物の分布調査 ・清掃作業 作業終了後、職員報告会を開催しました。
議会事務局	新人議員研修会	新人議員	10	庁舎内でのゴミの分別方法について説明・資料配布

■ 平成 21 年度にエコアクション事務局により実施した環境保全に関する研修

研修の名称	対象	参加人数	内容
平成 21 年度鎌倉市役所エコアクション 21 環境監査員、実行推進員研修会	環境監査員、実行推進員	21	地球温暖化の現状と鎌倉市役所エコアクション 21 環境監査について
実行推進員結果報告会	実行推進員	11	鎌倉市役所の環境マネジメント報告書 平成 21 年度版、外部環境監査報告書について
不要紙類分別	実行推進員	41	不要紙類分別回収業務を体験
エコドライブ講習会	実行推進員等	39	エコドライブについて

■ 『エコアクションニュース』の発行

平成 14 年 12 月に策定した「鎌倉市役所地球温暖化対策実行計画」に関する情報提供や取組の呼びかけを行うため『ストップ温暖化ニュース』を平成 14 年度に発刊しました。

また、平成 16 年 3 月 18 日には、『ストップ温暖化ニュース』を『エコアクションニュース』と改題した改定創刊号を発行し、鎌倉市役所エコアクション 21 がスタートしたことなどを周知しました。

平成 22 年度も引き続き、『エコアクションニュース』を発行し、エコアクションへの取組を促していきます。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

発行 平成 22 年 11 月 25 日
鎌倉市環境施策推進協議会(事務局:環境部環境政策課)
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
TEL 0467(61)3421 Fax 0467(23)8700
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/>
E-mail kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp